

平成 27 年度  
事業計画書

島根県西部視聴覚障害者情報センター

## 目 次

1 事業運営計画-----	P 2
2 目指すべき施設像-----	P 3
3 課題解決に向けた取組-----	P 5
4 固定資産物品購入計画-----	P 1 0
5 事業実施計画-----	P 1 1
【点字図書館事業】 -----	P 1 1
【聴覚障害者情報提供施設事業】 -----	P 1 2
【地域生活支援事業】 -----	P 1 3
【行事、会議等の開催計画】 -----	P 1 4
【施設内研修計画】 -----	P 1 4
【安全衛生計画】 -----	P 1 5
【その他の計画】 -----	P 1 5

## 1 事業運営計画

事業の名称																				
1 点字図書館事業 2 聴覚障害者情報提供施設事業 3 地域生活支援事業																				
運営方針																				
<p>法人の「運営の基本理念」、「運営の基本方針」、「平成27年度重点活動方針」を実現するため、次のとおり施設の方針を定め事業運営にあたる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>管内地域住民にセンターの事業内容の周知を図り、利用者の拡大につなげる。</li> <li>関係行政機関、障がい者団体等との連携を深め、あらゆる機会を通じて利用者ニーズを把握し、ニーズに即したサービスの提供に努める。</li> <li>情報化の進展等に対応し、視聴覚障がい者が等しくセンターを利用できるよう、多様かつ効果的なサービスの提供に努める。</li> <li>センターの業務遂行に必要な資格の取得をはじめ職員の専門的能力の向上を図る。</li> <li>各種ボランティアの確保に努め、養成講習やスキルアップ研修の充実を図るとともに、意欲的な活動を促進する。</li> <li>最新の機器の情報提供・貸出し・斡旋、生活訓練等に積極的に取り組み、視聴覚障がい者の自立、社会参加につなげる。</li> <li>地域生活支援事業で市町が対応できない広域的・専門的事業については、島根県と協議し、可能な限り支援する。</li> <li>センターの持つ機能を社会資源として可能な限り地域に開放し、学校や団体の福祉学習、地域貢献活動等の実施を通して共生社会の実現に努める。</li> <li>「島根あさひ社会復帰促進センター」を効果的に活用する。</li> </ol>																				
職種別職員配置																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>正規</th> <th>常勤嘱託</th> <th>非常勤</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>4</td> <td>2</td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5</td> <td>2</td> <td></td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	職種	正規	常勤嘱託	非常勤	合計	施設長	1			1	事務職員	4	2		6	合計	5	2		7
職種	正規	常勤嘱託	非常勤	合計																
施設長	1			1																
事務職員	4	2		6																
合計	5	2		7																

## 2 目指すべき施設像

### 【施設を取り巻く現状】

平成26年3月末現在の管内（島根県西部地域）の視聴覚障がい者数は、視覚機能障がい者1,014人、聴覚・平衡機能障がい者1,534人である。これを3年前と比較すると、視覚機能障がい者157人減、聴覚・平衡機能障がい者72人減となっている。医療の進歩、少子化等により若年の視聴覚障がい者が減少する一方、管内は急速に過疎化・高齢化が進行しており、長寿化等により中途で視聴覚に障がいを負わされる人の割合が増加しているものの、利用対象者の減少は今後も続くものと予測される。

センターの利用登録者数は、平成26年3月末現在、点字図書館840人／団体、聴覚障害者情報ライブラリー324人／団体で、そのうち管内在住の個人は、点字図書館291人、聴覚障害者情報ライブラリー67人である。管内の視聴覚障がい者数に占める利用登録者の割合は、点字図書館29%、聴覚障害者情報ライブラリー4%であり、この割合を3年前と比較すると、点字図書館5ポイント増、聴覚障害者情報ライブラリー1ポイント減となっている。

ICT（情報通信技術）の発達等により、視聴覚障がい者を取り巻く情報環境は大きく変化している。センターの貸出資料の情報提供媒体は、従来の紙、カセットテープ、ビデオテープからCD、DVDへと広がり、さらに近年では、点字図書データ及び録音図書・雑誌データのインターネット配信も行うようになっている。

インターネット配信は、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」を通して行っており、センターに利用登録がなくてもサピエ会員であれば利用できることから、急速に利用が増えている。点字図書館の平成25年度の貸出数は、74,878タイトルであったが、その66%はインターネット配信によるものであった。

全国の点字図書館では、最近、合成音声で聞くテキストデイジー図書の製作・貸出しを行うところが増えつつあり、センターでも昨年度からそのためのテキストデータ編集ボランティアの養成を始めたところである。

視覚障がい者を取り巻く情報環境は、全国の点字図書館が主導する形で改善が進んでおり、今後も、ICTの積極的な活用や普及活動等により、点字図書館が視覚障がい者への情報提供に中心的な役割を担っていくものと思われる。

聴覚障害者情報ライブラリーの平成25年度の貸出数は、211タイトルであった。近年、ライブラリーの利用は低調に推移しているが、これは地上デジタル放送やBS放送の開始に伴う字幕・手話入りテレビ番組の増加、字幕入りの日本映画の制作やレンタルビデオ店の増加等により、聴覚障がい者の情報環境が改善したためと考えられる。個人の利用が低迷する中で、浜田ろう学校の教育目的でのライブラリーの利用が相対的に多くなっている。

このような状況下にあって、今後、聴覚障がい者の利用は、機器の紹介・斡旋、コミュニケーション支援等の割合が大きくなっていくものと思われる。

**【今後目指すべき役割と機能】**

あらゆる手段を駆使して管内の視聴覚障がい者に施設の存在や業務内容の周知を図り、潜在的な利用者に必要としているサービスを届けられるようにする。

関係機関・団体との連携を緊密にし、視聴覚障がい者のニーズの把握や的確なサービス提供ができるようにする。

様々な方法で意欲と適性のあるボランティアの確保に努めるとともに、長期にわたって活動を継続してもらえるよう工夫し、できるだけ多くの点字図書、録音図書・雑誌、テキストデイジー図書の製作ができるようにする。

ボランティアの養成とスキルアップに努め、点字図書、録音図書・雑誌に対する利用者のニーズである「早期の貸出し」と「品質の高さ」の両面を満たすことができるようする。

質より早さが求められる図書については、テキストデイジーで製作し、早期に貸出しを開始できるようにする。

点字指導員、音訳指導員、手話通訳などセンターの運営に必要な資格や専門的な能力を有する職員を育成して、継続的・安定的にサービスを提供できるようにする。

利用者の情報機器利用に対する職員の支援能力を高めるとともに、パソコンボランティアの養成と技術向上を図って、高度化、多様化する利用者のＩＣＴ活用のニーズに対応できるようする。

性能の向上と新陳代謝が速い視聴覚障がい者用機器の最新情報の収集に努め、障がいの程度や状態に合った適切や機器の紹介や斡旋ができるようにする。

### 3 課題解決に向けた取組

#### 『利用者の拡大』

現状と課題	管内の視聴覚障がい者の利用登録率が低位にとどまっており、平成21年度に実施した視聴覚障がい者を対象としたアンケート調査の結果から、施設の存在、業務内容の周知が不十分な実態が明らかになった。  個人情報保護の関係で市町からの情報入手が難しく、利用対象者への直接の働き掛けができないことから、市町の担当窓口に身体障害者手帳の申請時等にセンターの紹介と資料配布を依頼するとともに、市町・社会福祉協議会の広報紙で利用を呼び掛けてもらうなどPRに努めているが、十分な成果が出ていない状況にある。
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる機会を通じてセンターの存在や業務内容の周知を図る</li> <li>・平成24年度に実施した利用者アンケート調査の結果等を基に、利用者ニーズに即し利用の増加につながるようなサービスの提供に努める。</li> </ul>
実行計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町の福祉窓口にセンターのパンフレットや利用案内（墨字・点字・録音）、広報用チラシを送付し、身体障害者手帳の申請時等にセンターの紹介と適切な資料の配布を依頼する。</li> <li>・県の広報媒体を使ってセンターの業務内容の周知を図るよう依頼する。</li> <li>・各市町、各市町社会福祉協議会の広報紙及びホームページにセンターの紹介記事を掲載するよう依頼する。</li> <li>・国や県の機関、公共施設、社会福祉施設、眼科医等を訪問し、来訪者へセンターの広報用チラシを配布するよう依頼する。</li> <li>・センターが参加するイベントで広報用チラシを配布する。</li> <li>・センターのホームページで施設情報を発信する。</li> <li>・新たな手話動画を制作し、ホームページに掲載する。</li> <li>・スカイプを使った中継連絡サービスの試行を継続し、有効性が確認されれば、県と本格実施に向けた協議を行う。</li> <li>・シネマ・デイジー製作の可能性を検討する。</li> </ul>

#### 『関係機関・団体との連携』

現状と課題	行政機関、視聴覚障がい者団体、ボランティア団体等との情報共有、意見交換の場として年1回「事業推進会議」を開催するとともに、各市町、社会福祉協議会等を訪問し、センターの事業計画等の周知、各機関・団体の課題、取組等の情報交換を行っているが、視聴覚障がい者の自立生活、社会参加に向けた関係機関・団体との十分な連携、取組の進展につながっていない。特に各市町に対しては、各地域で活動する点訳・音訳奉仕員の養成・確保等の取組を要請しているが、点訳・音訳奉仕員の養成が任意事業に位置づけられたことなどから実現できていない。
-------	--

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業推進会議の開催、関係機関・団体等の訪問を通して、利用者ニーズの把握、課題についての意見交換、取組の情報共有等を図り、相互の連携をより緊密にするとともに、事業の見直しや周知を通して利用者の拡大につなげる。</li> <li>事業推進会議で取り上げられた課題について、各市町への訪問において対応方針等を確認し、各地域で活動する点訳・音訳奉仕員の養成・確保等の取組が少しでも進展するよう努める。</li> </ul>
実行計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月上旬に事業推進会議を開催し、障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日）に向けた行政の対応を主な議題として意見交換等を行う。</li> <li>9～11月に各市町を訪問し、事業推進会議で取り上げられた課題のフォローアップ、平成28年度における新たな取組等について意見交換を行う。</li> <li>必要に応じて浜田ろう学校、全視情協島根あさひ事業所、各市町社会福祉協議会等を訪問し、意見交換を行う。</li> </ul>

### 『各種ボランティアの養成・確保』

現状と課題	<p>点訳、朗読、校正、デイジー編集、テキストデータ編集、パソコンの各奉仕員の養成講習において、近年、受講者数がいずれも10人未満にとどまっている。修了者の登録率は高くなっているが、結果的に登録ボランティア数は微増となっているが、登録者の高齢化や身に付けるべき技術・能力の高度化、家族の介護等で活動を継続できない登録者もあり、必要数が確保できていない。点字図書館事業を安定的・持続的に実施していくため、様々な手段で各種ボランティア養成講習の受講者を増やし、登録後も引き続きスキルアップを図るとともに、長期にわたって活動を継続してもらえるよう工夫する必要がある。</p>
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な方法でボランティア募集の周知を図る。</li> <li>養成講習修了者に対するスキルアップの機会を設け、より高度で実践的な技術を身に付けたボランティアを育成する。</li> <li>ボランティアが長期にわたって意欲を持って活動を続けられるようインセンティブを検討する。</li> </ul>
実行計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の広報媒体を使って各種ボランティア募集の周知を図るよう依頼する。</li> <li>各市町の広報紙及びホームページにボランティア募集記事を掲載するよう依頼する。</li> <li>退職予定の教職員、公務員へボランティア募集チラシを配布するよう依頼する。</li> <li>国や県の機関、民間団体、企業等を訪問し、ボランティア募集チラシの従業員回覧や来訪者配布を依頼する。</li> <li>養成講習修了者を対象としたスキルアップ講習会を定期的に開催する。</li> <li>ボランティアグループの自主的勉強会に職員を派遣し、スキルアップを支援する。</li> <li>センター独自の指導者認定制度の創設を引き続き検討する。</li> </ul>

## 『意思疎通支援者等の養成・確保』

現状と課題	国の障がい者施策が見直され、同行援護、代読・代筆、手話通訳、要約筆記等の利用が増加することが予測されているが、これを担う人材の養成が進んでいない。特に手話通訳者及び要約筆記者については、東部地域と比較して養成が後れ、登録者が少ない。しかも、要約筆記奉仕員の養成が原則として地域生活支援事業の対象外となったことから、今後、西部地域における要約筆記の人材確保が一層困難になることが懸念されている。
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護従事者、ガイドヘルパーの養成を支援するとともに、代読・代筆の能力を有する人材の育成を促す。</li> <li>・各市町の手話奉仕員養成の取組を支援する。</li> <li>・西部地域での手話通訳者及び要約筆記者の養成に積極的に取り組むよう促す。</li> </ul>
実行計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会等が行う同行援護従事者及びガイドヘルパーの養成研修に職員を講師として派遣する。</li> <li>・各地域で活動する点訳・音訳奉仕員の養成・確保について、各市町、ボランティア団体等と今後の対応を協議する。</li> <li>・市町が実施する手話奉仕員養成講習に対して人的な支援（講師派遣、相談等）を行う。</li> <li>・手話通訳者及び要約筆記者の養成講習について、西部地域の実情に配慮して実施するよう県、聴覚障害者情報センター等に働き掛ける。</li> </ul>

## 『職員の専門的能力の育成』

現状と課題	限られた人員で効率的に業務を遂行するため、一人の職員が複数の資格や専門的な能力を身に付ける必要がある。また、視聴覚障がい者を取り巻く状況を把握し、社会福祉制度や日常生活用具等の情報を利用者やボランティアに的確に提供できるようにする必要がある。
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の点字指導員、音訳指導員等の資格取得を促す。</li> <li>・関係団体が行う研修会に職員を積極的に派遣する。</li> <li>・所内研修の充実を図る。</li> </ul>
実行計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得が次第に難しくなっている点字指導員及び音訳指導員について、引き続きOJTを実施し、指導員資格認定講習を受講できるレベルへの到達を目指す。</li> <li>・全国視覚障害者情報提供施設協会、中国四国点字図書館連絡協議会等が主催する研修会に職員を派遣する。</li> <li>・外部人材を積極的に活用して年間6回の所内研修を行い、視聴覚障がい者を取り巻く社会状況、社会福祉制度、日常生活用具等について理解を深める。</li> </ul>

## 『視覚障がい者の I C T 活用の支援』

現状と課題	視覚障がい者への情報提供媒体が紙やCDなどの実物からインターネット配信へと代わりつつあるように、視覚障がい者のICT活用技術は重要になっているが、その利用支援を行うセンターの職員やボランティアが十分な支援能力を身に付けていない。職員が視覚障がい者ICT活用技術を習得し、支援能力を高めるとともに、ボランティアの技術向上を図って、視覚障がい者の情報機器の利用を促進する必要がある。また、利用者側において、最新の情報機器を使えるかどうかで情報格差が広がる懸念がある。
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者ICT活用技術に関する職員研修の充実を図る。</li> <li>・視覚障がい者のICT活用を支援できるパソコンボランティアを養成する。</li> <li>・視覚障がいの利用者に情報機器の利用を促す。</li> <li>・情報機器が使用できない利用者に配慮した情報提供に努める。</li> </ul>
実行計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度なICT活用技術を有する視覚障がい者から職員が直接的に技術伝授でもらう研修機会を設ける。</li> <li>・視覚障がい者ICT活用技術に特化したパソコンボランティア養成講習会を開催する。</li> <li>・様々な機会を通して視覚障がいの利用者に情報機器の利用を呼び掛け、そのための講習会を開催する。</li> <li>・情報機器が使用できない利用者に対して、センターがリクエストに応じて「サビエ」等から情報をダウンロードして提供する。</li> </ul>

## 『機器情報の提供』

現状と課題	補装具・日常生活用具等の技術開発は目覚しく、利用者に最新の機器情報を積極的に提供していく必要がある。また、カタログだけでなく、利用者が実際に機器を試用し、その利便性を確認の上で購入することが大切である。平成12年のセンター開設時に整備された展示用の補装具・日常生活用具等の多くが陳腐化しており、平成24年度にその一部が更新されたが、引き続き更新に努める必要がある。
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の機器情報の収集と利用者への提供に努める。</li> <li>・各地域で機器を紹介する機会を設ける。</li> <li>・陳腐化した機器の更新に努める</li> </ul>
実行計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者向け新聞・雑誌、インターネット、メーカー等から最新の機器情報を収集し、利用者に提供する。</li> <li>・管内3箇所で機器展示相談会を開催し、展示用補装具・日常生活用具やメーカー出展の最新機器等により来場者への紹介、試用等を行う。</li> <li>・予算の許す限り展示用補装具・日常生活用具等の更新を行う</li> </ul>

## 『地域貢献活動等の実施』

現状と課題	毎年数件の福祉学習を学校や団体からの依頼に応じて実施するとともに、浜田市健康福祉フェスティバルに参加し、来場者に点字体験、手話体験の機会を提供している。また、昨年度は「窓口での聞こえにくい・聞こえない人とのコミュニケーション講座」を始めるとともに、全国の年金事務所に配備される「障害年金ガイド」の点字版及び音声版を製作し、日本年金機構に提供した。共生社会の実現に寄与するため、引き続き積極的に地域貢献活動等を行っていく必要がある。また、そのためには予算、マンパワーの確保が重要になってくる。
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業団の地域貢献活動支援制度を活用するとともに、ボランティアや視聴覚障がい者に協力を求めて、積極的に地域貢献活動等を行っていく。</li> <li>これまで実施している地域貢献活動等を継続した上で、予算、マンパワーが許す範囲で新たな地域貢献活動等に取り組む。</li> </ul>
実行計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や団体の福祉学習を積極的に引き受けるとともに、浜田市健康福祉フェスティバルに参加し、児童生徒や住民の視聴覚障がいへの理解を促進する。</li> <li>希望する官公庁や銀行、病院等へ出向き、窓口職員を対象として「窓口での聞こえにくい・聞こえない人とのコミュニケーション講座」を実施する。</li> <li>平成27年度版「障害年金ガイド」の点字版及び音声版を製作し、日本年金機構に提供する</li> <li>地域住民を対象とした人権講演会を開催する。</li> </ul>

## 『島根あさひ社会復帰促進センターの活用』

現状と課題	雑誌や市町広報紙等の製作は、スピードが求められる上に作業に時間要することから、カセットテープ・CDコピーなど多くの作業を「あさひ」に依頼している。単純作業の多くを「あさひ」に依頼し、省力化を図ることで、生じた余力を利用者へのより充実したサービス提供に振り向いているが、増大する利用者の要望に応えていくためには、今後、さらに多くの作業を「あさひ」に依頼する必要がある。
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>依頼して省力化できる作業はすべて「あさひ」に依頼する。</li> <li>新たな作業は、比較的余力のある音訳科に多くを依頼する。</li> <li>今後は単純作業でないものも依頼することとし、そのための働き掛けや必要な協力をを行う。</li> </ul>
実行計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に図書のテキストデータ化に取り組むよう働き掛け、音訳科の履修科目に入ったことから、今後、訓練の一環として、出荷できるだけの品質のテキストデータ（テキストディジタル図書の半製品）を製作するよう働き掛け、体制整備の協力をを行う。</li> </ul>

#### 4 固定資産物品購入計画

(単位：千円)

名称	執行見込額
なし	

## 5 事業実施計画

### 【点字図書館事業】

- 1 施設のPR及びニーズに即したサービスの提供による利用者の拡大
  - (1) 県の広報媒体を使ってセンターの業務内容の周知を図るよう依頼するとともに、各市町福祉窓口、公共施設、社会福祉施設、眼科医等を訪問し、センターのパンフレットや利用案内（墨字・点字・録音）、広報用チラシの配布、関係機関・団体の広報紙やホームページへの紹介記事の掲載依頼を行うなど、あらゆる機会を捉えてセンターの業務内容の周知を図る。
  - (2) センターのホームページで施設情報を発信する。
  - (3) 利用者アンケートの調査結果等を基に利用者ニーズに即したサービスの提供を図る。
- 2 図書の製作及び貸出し
  - (1) 良質な点字図書、録音図書（カセットテープ、デイジー）の製作
  - (2) 点字図書、録音図書、拡大図書の閲覧、貸出し
  - (3) 録音雑誌の製作（月刊誌2、隔週誌1）、貸出し
    - ・定期発行と内容の充実を図る。
  - (4) 新刊情報の発信
    - ・広報紙「かわらばん」の発行に併せて新刊の点字図書・録音図書の一覧表を作成し、配布する（年4回）。また、毎月、ホームページの新刊案内を更新する。
  - (5) 各種ボランティアの募集
    - ・センターが主催する各種ボランティア養成講習会（点訳、朗読、デイジー編集、テキストデータ編集、パソコン）の受講者を増やすため、県の広報媒体を使って各種ボランティア募集の周知を図るよう依頼するなど、さまざまな機会や手段で募集の周知を図る。
  - (6) 視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の活用
    - ・サピエの利用を促進するため、視覚障がい者及びボランティアに対してサピエ利用説明会を開催する。（視覚障がい者向け年1回 ボランティア向け年1回）
    - ・サピエを活用して図書及びレファレンスの充実を図る。
    - ・サピエの「地域・生活情報」に県西部地域の情報を掲載するとともに、その情報を加工して「かわらばん」に掲載し、サピエ未利用者にも提供する。
    - ・事業推進会議、個別の連絡会議等を通して各市町や関係団体にサピエに掲載する情報の提供を依頼する。
  - (7) テキストデイジー図書の製作及び貸出し
    - ・迅速な製作と早期の貸出しが可能なテキストデイジー図書を製作し、貸出しを行う。そのため、テキストデータ編集ボランティア養成講習会を開催する。（年1回全5回）

## (8) 録音図書・雑誌の迅速なデジタル編集

- ・録音図書・雑誌のデジタル製作及びそのスピードアップのため、デイジー編集ボランティア養成講習会を開催する。(年1回全3回)

## (9) 藏書の管理

- ・図書の確認(所在、装丁等)、整理、除籍、データ管理等を図書整理日に実施する。

## (10) 島根あさひ社会復帰促進センターの活用

- ・増加する利用者の希望に対応するため、島根あさひ社会復帰促進センターにある全視情協島根あさひ事業所にCD・カセットテープのダビング、アナログ情報のデジタル情報への変換、点字印字等の作業を依頼し、業務の効率化を図る。
- ・音訳科でテキストデータの製作に取り組むよう促す。
- ・点訳科及び音訳科の訓練指導員のスキルアップを図る。

## (11) 定型的業務とその他の業務を組み込んだ週案を基に業務の効率化を図る。

## 3 プライベートサービスの実施

- ・利用者のプライバシーの保護に配慮し、利用者個々の多様なニーズに対応できる、きめ細かなプライベートサービスを実施する。

## 4 日常生活用具等の紹介・斡旋

- ・視覚障がい者用の補装具、日常生活用具、便利グッズ等の情報を職員が共有し、利用者からの問い合わせや相談に対応できるようにする。
- ・利用者からの求めに応じて日常生活用具等の紹介・斡旋を行う。
- ・最新の機器情報や補装具・日常生活用具給付制度の改正等について、広報紙「かわらばん」及びホームページで情報発信する。

**【聴覚障害者情報提供施設事業】**

## 1 施設のPR及びニーズに即したサービスの提供による利用者の拡大

- (1) 県の広報媒体を使ってセンターの業務内容の周知を図るよう依頼するとともに、管内の各市町福祉窓口、公共施設、社会福祉施設等を訪問し、センターのパンフレットや利用案内、広報用チラシの配布、関係機関・団体の広報紙やホームページへの紹介記事の掲載依頼を行うなど、あらゆる機会を捉えてセンターの業務内容の周知を図る。

- (2) センターのホームページで施設情報を発信する。

- (3) 利用者アンケートの調査結果等を基に利用者ニーズに即したサービスの提供を図る。

## 2 ビデオ(DVD)の貸出し

- (1) 字幕入り(手話入り)ビデオ(DVD)の閲覧、貸出し
- (2) 「ビデオライブラリー目録」(追加目録)の作成、配布(年1回)
- (3) 巡回方式によるビデオの貸出し(希望により随時)
  - ・大田以西の各障害者生活支援センター、ろう学校、障害者施設等への巡回を行う。

## (4) ビデオ（D V D）の相互貸借

- ・松江の聴覚障害者情報センターと連携を密にし、ビデオ（D V D）の相互貸借を円滑に行う。

## 3 プライベートサービスの実施

- ・利用者のプライバシーの保護に配慮し、利用者個々の多様なニーズに対応した「中継連絡サービス」をF A X等を利用して実施する。
- ・スカイプを使った中継連絡サービスの試行を継続実施する。

## 4 日常生活用具等の紹介・斡旋

- ・聴覚障がい者用の補装具、日常生活用具、便利グッズ等の情報を職員が共有し、利用者からの問い合わせや相談に対応できるようにする。
- ・利用者からの求めに応じて日常生活用具等の紹介・斡旋を行う。
- ・最新の機器情報や補装具・日常生活用具給付制度の改正等について、広報紙「かわらばん」及びホームページで情報発信する。

**【地域生活支援事業】**

## 1 点訳奉仕員養成講習会及び技術講習会

- (1) 浜田市及び益田市で点訳奉仕員養成講習会を開催し、センターの点字資料の製作や地域での点訳活動ができる点訳ボランティアを養成する。(2会場×全25回)
- (2) 点訳技術向上のための勉強会を定期的に開催する(年6回)とともに、各点訳グループの自主的な勉強会に職員を派遣し(2グループ×年10回)、点訳技術の向上と最新の情報提供に努める。
- (3) 点訳校正技術の向上を図るため、校正技術講習会を開催する。(年1回全2回)

## 2 朗読奉仕員養成講習会及び技術講習会

- (1) 浜田市及び益田市で朗読奉仕員養成講習会を開催し、センターの録音資料の製作や地域での音訳活動できる音訳ボランティアを養成する。(2会場×全21回)
- (2) 音訳技術向上のための勉強会を開催する(年1回)とともに、各音訳グループの自主的な勉強会に職員を派遣し(2グループ×年10回)、音訳技術の向上と最新の情報提供に努める。
- (3) 音訳校正技術の向上を図るため、校正技術講習会を開催する。(年1回全2回)

## 3 中途失明者生活訓練事業

- ・県西部の中途失明者に対して歩行訓練、コミュニケーション訓練を実施することで生活面での支援をする。

## 4 島根県パソコンボランティア等養成事業

- ・視覚障がい者のパソコンや周辺機器等の使用を支援するパソコンボランティアを養成し、障がい者を対象とするI T講習会等に派遣する。(年1回2日間)

## 5 島根県中部・西部障がい者情報化コミュニケーション支援事業

- ・障がい者を対象にパソコン等の使用方法の講習会を開催する。(大田市:年1回全

<p>3回、浜田市：年1回全3回、江津市：年1回全3回、益田市：年1回全3回)        • 障がい者の求めに応じてパソコンボランティアを派遣する。</p>												
<p><b>6 各市からの受託事業</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">(1) 声の広報等発行事業 (浜田市)</td> <td style="width: 5%;">1 2回 (月1回)</td> </tr> <tr> <td>(2) 生活訓練 (料理教室) 事業 (浜田市)</td> <td>2 4回 (月2回)</td> </tr> <tr> <td>(3) 点字広報発行事業 (益田市)</td> <td>1 2回 (月1回)</td> </tr> <tr> <td>(4) 視覚障害者生活訓練事業 (益田市)</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>(5) 生活訓練事業 (大田市)</td> <td>1 2回 (月1回)</td> </tr> <tr> <td>(6) 点字・声の広報等発行事業 (江津市)</td> <td>1 2回 (月1回)</td> </tr> </table>	(1) 声の広報等発行事業 (浜田市)	1 2回 (月1回)	(2) 生活訓練 (料理教室) 事業 (浜田市)	2 4回 (月2回)	(3) 点字広報発行事業 (益田市)	1 2回 (月1回)	(4) 視覚障害者生活訓練事業 (益田市)	随時	(5) 生活訓練事業 (大田市)	1 2回 (月1回)	(6) 点字・声の広報等発行事業 (江津市)	1 2回 (月1回)
(1) 声の広報等発行事業 (浜田市)	1 2回 (月1回)											
(2) 生活訓練 (料理教室) 事業 (浜田市)	2 4回 (月2回)											
(3) 点字広報発行事業 (益田市)	1 2回 (月1回)											
(4) 視覚障害者生活訓練事業 (益田市)	随時											
(5) 生活訓練事業 (大田市)	1 2回 (月1回)											
(6) 点字・声の広報等発行事業 (江津市)	1 2回 (月1回)											
<p><b>【行事、会議等の開催計画】</b></p>												
<p>1 「セミナー&amp;交流会」        • 聴覚障がいの利用者のニーズに即した情報提供や体験、利用者・意思疎通支援者・職員との交流、機器紹介等を行う「セミナー&amp;交流会」を開催する。(年1回)</p>												
<p>2 「利用者とボランティアのつどい」        • 日ごろ会う機会の少ない視覚障がいの利用者とボランティア・職員との交流、意見交換、機器紹介等を行う「利用者とボランティアのつどい」を開催する。(年1回)</p>												
<p>3 事業推進会議        • 効果的な事業の推進のため、関係機関・団体と情報交換、意見交換を行う事業推進会議を開催する。(年1回)        • 必要に応じて関係機関との連絡会議を開催する。(随時)</p>												
<p>4 各種制度説明会        • 利用者の希望に応じて医療、社会保障、税制等の各種制度の説明会を開催する。</p>												
<p>5 職員会議        • 施設内の連絡調整と業務の円滑な遂行のため、定期的に職員会議を開催する。</p>												
<p><b>【施設内研修計画】</b></p>												
<p>1 事業団人材育成基本方針に基づき研修を実施する。</p>												
<p>2 職員の資格取得        • 点字指導員及び音訳指導員の資格取得に向け引き続きOJTを実施し、資格認定講習を受講できるレベルへの到達を目指す。</p>												
<p>3 関係団体主催の講習・研修への参加        • 全国視覚障害者情報提供施設協会、中国四国点字図書館連絡協議会等の主催する研修会に積極的に参加する。</p>												
<p>4 視覚障がい者ICT利用支援研修の実施        • 視覚障がい者のICT利用を支援する専門的な技術・能力を習得するための独自の職員研修を実施する。</p>												
<p>5 所内研修の実施</p>												

<p>4月 「平成27年度事業団重点活動方針及びセンター事業計画の実施について」</p> <p>6月 専門研修</p> <p>8月 専門研修</p> <p>10月 人権・同和問題研修</p> <p>12月 専門研修（障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法の施行に向けて）</p> <p>3月 「今年度事業を振り返って」</p>
<b>【安全衛生計画】</b>
<p>1 健康管理</p> <p>(1) 施設として職員の健康管理に十分に留意し、労働安全衛生法に基づき、年1回の検診を実施する。</p> <p>(2) 職員の健康管理にあたり「心の健康」に関する研修に積極的に参加する。</p>
<b>【その他の計画】</b>
<p>1 施設及び事業の広報</p> <p>(1) 広報紙「かわらばん」の発行（年4回）</p> <p>(2) ホームページの更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ最新の情報を提供するよう更新に努める。</li> </ul> <p>2 機器展示・生活相談会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県聴覚障害者情報センター及び島根ライトハウスライブラリーと協力して、必要に応じて各地で機器展示・生活相談会を開催する。（年3回）</li> </ul> <p>3 各市町のボランティア養成事業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町が実施する各種のボランティア養成事業に対して積極的に支援する。</li> </ul> <p>4 地域貢献活動等の実施</p> <p>(1) 学校等の福祉学習への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や団体の福祉学習を積極的に引き受け、障がい者への理解を促進する。</li> </ul> <p>(2) 浜田市健康福祉フェスティバルへの参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜田市主催の健康福祉フェスティバルに参加し、来場者に点字や手話の体験などをしてもらうことで、視聴覚障がいへの理解を促進する。</li> </ul> <p>(3) 聴覚障がい者との意思疎通を支援する講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官公庁、公共機関、銀行等の窓口職員を対象として「窓口での聞こえにくい・聞こえない人のコミュニケーション講座」を実施する。</li> </ul> <p>(4) 「障害年金ガイド」点字・音声版の製作・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の年金事務所に配備される平成27年度版「障害年金ガイド」の点字版及び音声版を製作し、日本年金機構に提供する。（材料費及び送料は日本年金機構負担）</li> </ul> <p>(5) 地域住民を対象とした人権講演会を開催する。</p>